

第1号様式の3（第4条関係）

新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

- （1） 新潟県及び見附市は、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び見附市は、当該個人情報について、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- （2） 見附市子育て世帯移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認等を実施する場合があります。